

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年5月31日
【計算期間】	第12期中（自 2023年9月1日 至 2024年2月29日）
【ファンド名】	プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド (Premium Funds - Global Corporate Bond)
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・ カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L -1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番 (2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

（注）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、2024年2月29日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、2013年3月28日から運用を開始しており、その運用状況は、以下のとおりである。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2024年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	22,616,619.25	98.68
現金その他の資産（負債控除後）		303,186.74	1.32
合計 (純資産価額)		22,919,805.99 (約3,470百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）、オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、2024年3月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝151.41円、1豪ドル＝98.61円および1ユーロ＝163.24円）による。以下別段の表示がない限り、米ドル、豪ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、豪ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(2024年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	ルクセンブルグ	投資法人	1,316,450.480	15.44	20,327,961.89	17.18	22,616,619.25	98.68

() 投資不動産物件

該当事項なし。(2024年3月末日現在)

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(2024年3月末日現在)

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

サブ・ファンドの2024年３月末日前１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		１口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
2023年４月末日	23,259,503.05	3,521,721,357	米ドル建て	11.55米ドル	1,749
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.72豪ドル	1,156
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.64ユーロ	1,574
			円建て（ヘッジあり）	960円	-
５月末日	22,428,175.61	3,395,850,069	米ドル建て	11.46米ドル	1,735
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.60豪ドル	1,144
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.54ユーロ	1,557
			円建て（ヘッジあり）	947円	-
６月末日	22,724,677.06	3,440,743,354	米ドル建て	11.43米ドル	1,731
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.56豪ドル	1,140
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.49ユーロ	1,549
			円建て（ヘッジあり）	939円	-
７月末日	22,878,784.65	3,464,076,784	米ドル建て	11.52米ドル	1,744
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.64豪ドル	1,148
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.56ユーロ	1,561
			円建て（ヘッジあり）	942円	-
８月末日	22,279,076.53	3,373,274,977	米ドル建て	11.46米ドル	1,735
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.56豪ドル	1,140
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.50ユーロ	1,551
			円建て（ヘッジあり）	932円	-
９月末日	21,707,644.34	3,286,754,430	米ドル建て	11.27米ドル	1,706
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.35豪ドル	1,119
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.32ユーロ	1,521
			円建て（ヘッジあり）	912円	-
10月末日	21,157,214.37	3,203,413,828	米ドル建て	11.15米ドル	1,688
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.20豪ドル	1,104
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.20ユーロ	1,502
			円建て（ヘッジあり）	897円	-
11月末日	22,416,336.58	3,394,057,522	米ドル建て	11.62米ドル	1,759
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.65豪ドル	1,149
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.57ユーロ	1,562
			円建て（ヘッジあり）	929円	-
12月末日	23,460,898.63	3,552,214,662	米ドル建て	12.04米ドル	1,823
			豪ドル建て（ヘッジあり）	12.06豪ドル	1,189
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.89ユーロ	1,614
			円建て（ヘッジあり）	957円	-
2024年１月末日	23,028,910.43	3,486,807,328	米ドル建て	12.06米ドル	1,826
			豪ドル建て（ヘッジあり）	12.06豪ドル	1,189
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.89ユーロ	1,614
			円建て（ヘッジあり）	954円	-
２月末日	22,846,567.67	3,459,198,811	米ドル建て	11.90米ドル	1,802
			豪ドル建て（ヘッジあり）	11.89豪ドル	1,172
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.75ユーロ	1,592
			円建て（ヘッジあり）	937円	-

3 月末日	22,919,805.99	3,470,287,825	米ドル建て	12.04 米ドル	1,823
			豪ドル建て（ヘッジあり）	12.01 豪ドル	1,184
			ユーロ建て（ヘッジあり）	9.85 ユーロ	1,608
			円建て（ヘッジあり）	943 円	-

< 参考情報 >

(2014年3月末日～2024年3月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

2024年3月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

() 米ドル建てクラス受益証券

期間	収益率（注）
2023年4月1日～2024年3月末日	4.88%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2024年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2023年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配前の額）

（ ）豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	収益率（注）
2023年4月1日～2024年3月末日	3.00%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2024年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝2023年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配前の額）

（ ）ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	収益率（注）
2023年4月1日～2024年3月末日	2.60%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2024年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝2023年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配前の額）

（ ）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

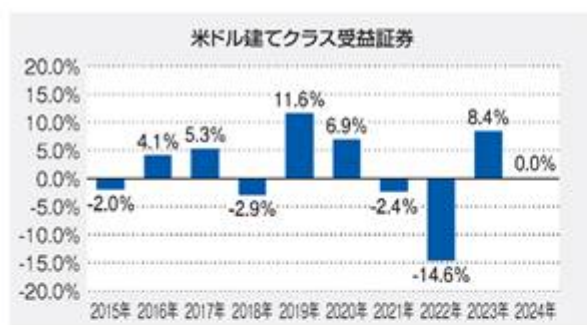
期間	収益率（注）
2023年4月1日～2024年3月末日	-1.57%

（注）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝2024年3月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝2023年3月末日現在の1口当たり純資産価格（分配前の額）

< 参考情報 >

（注1）収益率（%）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該各暦年末日の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格（分配前の額）

（注2）2024年については2024年1月1日から2024年3月末日までの収益率となります。

（３）【投資リスク】

<リスクに関する参考情報>

サブ・ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2019年4月～2024年3月の5年間におけるサブ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものである。

サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンド（各クラスの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラスとの間で比較したものである。このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラス（円ベース）を定量的に比較できるように作成したものである。

<米ドル建てクラス受益証券>

（2019年4月～2024年3月）



<豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券>

（2019年4月～2024年3月）



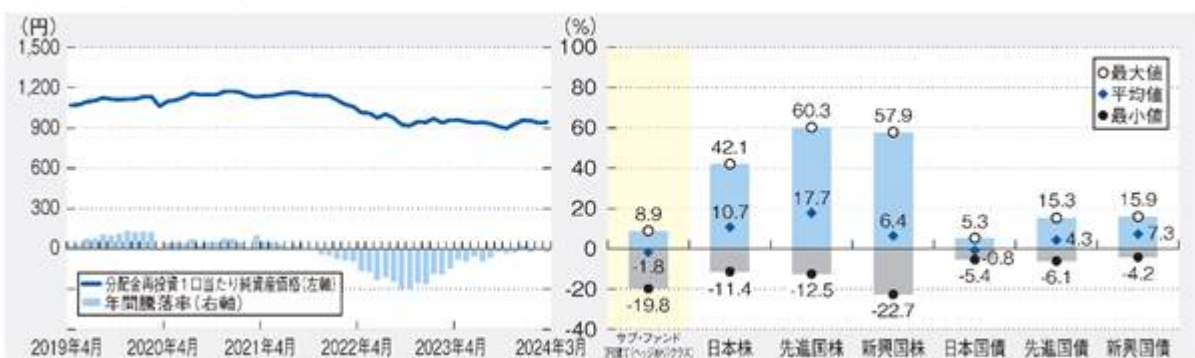
<ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券>

（2019年4月～2024年3月）



＜円建て（ヘッジあり）クラス受益証券＞

（2019年4月～2024年3月）



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- （注1）分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものである。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなる。
- （注2）サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- （注3）米ドル建てクラス受益証券、豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券およびユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。
- （注4）代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものである。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなす。）
- （注5）サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものである。
- （注6）サブ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではない。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株.....TOPIX（配当込み）
- 先進国株.....FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株.....S&P 新興国総合指数
- 日本国債.....ブルームバーグE1年超日本国債指数
- 先進国債.....FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債.....FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIX（東証株価指数）に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX（東証株価指数）に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIX（東証株価指数）の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

2【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2024年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

（ ）米ドル建てクラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年4月1日 ～2024年3月末日	60,819.391 (60,819.391)	88,519.069 (88,519.069)	855,076.651 (855,076.651)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（ ）豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年4月1日 ～2024年3月末日	28,541.226 (28,541.226)	84,403.353 (84,403.353)	1,177,503.608 (1,177,503.608)

（ ）ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年4月1日 ～2024年3月末日	32,512.852 (32,512.852)	25,364.952 (25,364.952)	211,452.450 (211,452.450)

（ ）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年4月1日 ～2024年3月末日	18,782.839 (18,782.839)	31,540.511 (31,540.511)	191,212.083 (191,212.083)

3【ファンドの経理状況】

- a. サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類はユーロ、豪ドル、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2024年3月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 ユーロ = 163.24円

1 豪ドル = 98.61円

1 米ドル = 151.41円

（１）【資産及び負債の状況】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

純資産計算書

2024年2月29日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価20,205,757.21米ドル			
（3,059,354千円））	1.2	22,230,044.74	3,365,851
銀行預金		744,096.21	112,664
為替先渡取引に係る未実現評価益	1.6,10	13,792.31	2,088
資産合計		22,987,933.26	3,480,603
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,10	49,292.86	7,463
未払弁護士費用		25,349.85	3,838
未払印刷および公告費用		24,384.34	3,692
未払専門家費用		16,640.41	2,520
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	9,230.35	1,398
未払投資運用会社報酬	5	8,376.18	1,268
未払受託会社報酬	2	2,583.13	391
未払管理事務代行会社報酬	6	1,806.24	273
未払代行協会員報酬	8	1,713.05	259
未払管理会社報酬	3	570.80	86
未払保管会社報酬	7	189.36	29
その他負債		1,229.02	186
負債合計		141,365.59	21,404
純資産		22,846,567.67	3,459,199
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		10,084,055.81米ドル	1,526,827
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券		13,999,187.94豪ドル	1,380,460
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		181,106,905円	
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,250,434.88ユーロ	367,361
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		847,147.782口	
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,177,183.969口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		193,298.083口	
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券		230,720.559口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		11.90米ドル	1,802
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券		11.89豪ドル	1,172
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		937円	
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券		9.75ユーロ	1,592

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド
統計情報

発行済受益証券口 数、期末	米ドル建て クラス受益証券	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券	円建て (ヘッジあり) クラス受益証券	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス受益証券
2022年 8 月31日	982,505.855 □	1,319,607.935 □	196,069.106 □	223,492.138 □
2023年 8 月31日	853,148.493 □	1,207,202.155 □	198,691.686 □	211,175.036 □
発行受益証券	10,307.120 □	13,205.637 □	9,081.198 □	24,100.654 □
買戻受益証券	(16,307.831)□	(43,223.823)□	(14,474.801)□	(4,555.131)□
2024年 2 月29日	847,147.782 □	1,177,183.969 □	193,298.083 □	230,720.559 □

純資産、期末	米ドル建て クラス受益証券	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券	円建て (ヘッジあり) クラス受益証券	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス受益証券
2022年 8 月31日	11,106,412.66 米ドル (1,681,622千円)	15,376,289.70 豪ドル (1,516,256千円)	191,177,807 円	2,159,702.18 ユーロ (352,550千円)
2023年 8 月31日	9,780,785.48 米ドル (1,480,909千円)	13,952,039.01 豪ドル (1,375,811千円)	185,172,504 円	2,005,142.86 ユーロ (327,320千円)
2024年 2 月29日	10,084,055.81 米ドル (1,526,827千円)	13,999,187.94 豪ドル (1,380,460千円)	181,106,905 円	2,250,434.88 ユーロ (367,361千円)

受益証券 1 口当 り純資産価格、期 末	米ドル建て クラス受益証券	豪ドル建て (ヘッジあり) クラス受益証券	円建て (ヘッジあり) クラス受益証券	ユーロ建て (ヘッジあり) クラス受益証券
2022年 8 月31日	11.30 米ドル (1,711円)	11.65 豪ドル (1,149円)	975 円	9.66 ユーロ (1,577円)
2023年 8 月31日	11.46 米ドル (1,735円)	11.56 豪ドル (1,140円)	932 円	9.50 ユーロ (1,551円)
2024年 2 月29日	11.90 米ドル (1,802円)	11.89 豪ドル (1,172円)	937 円	9.75 ユーロ (1,592円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

[次へ](#)

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

財務書類に対する注記

2024年2月29日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産価額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産価額を入手できない場合には、その直前日の純資産価額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.005%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産の年率0.48%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.44%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.095%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．為替先渡取引

2024年2月29日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の為替先渡取引を有している。

10.1 - 豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	9,193,470.51	豪ドル	14,065,000.00	2024年3月15日	(32,734.79)
豪ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価損					(32,734.79)

10.2 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益（損） 米ドル
米ドル	1,242,821.01	日本円	183,093,000	2024年3月15日	(16,558.07)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価損					(16,558.07)

10.3 - ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 米ドル
米ドル	2,471,195.99	ユーロ	2,291,500.00	2024年3月15日	13,792.31
ユーロ建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価益					13,792.31

2024年2月29日現在、サブ・ファンドの未決済の為替先渡取引に係る未実現純評価損は、35,500.55米ドルである。

注11．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の米ドルへの換算に使用された2024年2月29日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.5361
ユーロ	0.9227
日本円	149.6648

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの投資運用会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

（２）【投資有価証券明細表等】

プレミアム・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド

投資有価証券明細表

2024年２月29日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,310,733.77	BlackRock Global Funds - Global Corporate Bond Fund Class X2 (USD)	米ドル	20,205,757.21	22,230,044.74	97.30
投資信託合計			20,205,757.21	22,230,044.74	97.30
投資有価証券合計			20,205,757.21	22,230,044.74	97.30

投資有価証券の分類

2024年２月29日現在

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	97.30
投資有価証券合計		97.30

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

添付の注記は、本財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2024年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約8億8,904万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,265円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2024年3月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される6本の投資信託を運営および管理している。

（2024年3月末日現在）

分類		内訳（純資産価額）
A 分類	通貨建別運用金額	米ドル建て： 3,644,424,263米ドル
		ユーロ建て： 2,083,146ユーロ
		日本円建て： 2,178,066,018,889円
		豪ドル建て： 14,146,425豪ドル
B 分類	投資信託の種類 （基本的性格）	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

（３）【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2024年3月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝163.24円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2023年 9月30日現在

（単位：ユーロ）

	2023年 9月30日		2023年 3月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
資産				
固定資産				
- その他の付帯設備、用具および備品	8,479	1,384	2,136	349
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,131,245	184,664	1,047,017	170,915
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	110	18	5,000	816
預金	11,105,809	1,812,912	9,993,152	1,631,282
手許現金	0	0	0	0
前払金	50,159	8,188	74,511	12,163
	<u>12,287,323</u>	<u>2,005,783</u>	<u>11,119,680</u>	<u>1,815,177</u>
資産合計	<u>12,295,802</u>	<u>2,007,167</u>	<u>11,121,816</u>	<u>1,815,525</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	889,041	5,446,220	889,041
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	673,906	110,008	574,420	93,768
その他の積立金	4,364,072	712,391	2,473,836	403,829
	<u>5,037,978</u>	<u>822,400</u>	<u>3,048,256</u>	<u>497,597</u>
- 当期損益	<u>1,060,493</u>	<u>173,115</u>	<u>1,989,722</u>	<u>324,802</u>
	<u>11,544,691</u>	<u>1,884,555</u>	<u>10,484,198</u>	<u>1,711,440</u>
引当金				
- 納税引当金	454,494	74,192	350,336	57,189
- その他の引当金	190,674	31,126	146,616	23,934
	<u>645,167</u>	<u>105,317</u>	<u>496,952</u>	<u>81,122</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	105,944	17,294	103,735	16,934
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	36,931	6,029
	<u>105,944</u>	<u>17,294</u>	<u>140,666</u>	<u>22,962</u>
負債合計	<u>12,295,802</u>	<u>2,007,167</u>	<u>11,121,816</u>	<u>1,815,525</u>

（２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2023年４月１日から2023年９月30日までの期間

（単位：ユーロ）

	2023年 9 月30日		2023年 3 月31日	
	ユーロ	千 円	ユーロ	千 円
費用				
その他の外部費用	168,945	27,579	313,170	51,122
人件費	733,034	119,660	1,214,244	198,213
流動資産要素に係る評価調整	(1)	(0)	0	0
その他の営業費用	149,085	24,337	219,023	35,753
その他の利息および類似財務費用	12,927	2,110	0	0
	<u>1,063,990</u>	<u>173,686</u>	<u>1,746,437</u>	<u>285,088</u>
法人所得税	<u>351,580</u>	<u>57,392</u>	<u>673,869</u>	<u>110,002</u>
	<u>1,415,570</u>	<u>231,078</u>	<u>2,420,306</u>	<u>395,091</u>
当期利益	<u>1,060,493</u>	<u>173,115</u>	<u>1,989,722</u>	<u>324,802</u>
費用合計	<u>2,476,063</u>	<u>404,193</u>	<u>4,410,028</u>	<u>719,893</u>
収益				
純売上高	2,300,014	375,454	4,317,292	704,755
その他の営業収益	2,836	463	8,254	1,347
その他の利息および類似財務収益	173,212	28,275	84,482	13,791
	<u>2,476,063</u>	<u>404,193</u>	<u>4,410,028</u>	<u>719,893</u>
当期損失	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
収益合計	<u>2,476,063</u>	<u>404,193</u>	<u>4,410,028</u>	<u>719,893</u>

6【その他】

2024年2月29日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正箇所を示す。

証券情報

（7）申込期間

<訂正前>

2024年3月1日（金曜日）から2025年2月28日（金曜日）まで

（注1）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

<訂正後>

2024年3月1日（金曜日）から2025年2月28日（金曜日）まで

（注1）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後3時（日本時間）までとする。（2024年11月5日以降は、「午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社に確認されたい。）上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

有価証券報告書

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（3）ファンドの仕組み

管理会社の概況

<訂正前>

（前略）

（ハ）資本金の額

2023年12月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約8億5,571万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,142円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（ニ）会社の沿革

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ハ）資本金の額

2024年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約8億8,904万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,265円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年3月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝163.24円）による。

（ニ）会社の沿革

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

日本

2024年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本

2024年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

（１）海外における販売

<訂正前>

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依拠し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則またはその他の適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、ま

たは申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

（後略）

<訂正後>

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止規則

マネー・ロンダリングの防止、テロ防止および大量破壊兵器の拡散に関する資金供与の防止を目的とした適用法令または規則を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下、総称して「関係各社」という。）は手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。関係各社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、かかる手続（デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。）の維持に関して適切な者に依頼するか、またはその他の方法でかかる手続の維持を適切な者に委託することもできる。

関係各社および／またはファンドが当該手続のために依頼し、あるいは当該手続の管理を委任するその他の者（以下「AML担当者」という。）は、受益者（すなわち購入申込者または譲受人）自身の身元、実質的所有者／支配者の身元（適用ある場合）および購入代金の源泉を確認するために必要な情報を要求する権利を有する。事情が許す場合には、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、適用ある法律に基づく免除規定が適用される場合、申込時に完全なデュー・ディリジェンスを要求しないこととすることもできる。ただし、受益証券の持分に基づく支払いまたは持分の譲渡の前に、詳細な身元確認が必要となる場合がある。

購入申込者または譲受人（適用ある場合）が身元確認のために要求された情報の提供を怠るか、もしくは遅延した場合、ファンドに代わるAML担当者を含む関係各社は、申込みを拒絶すること、または申込みが既に約定している場合は、その持分の停止もしくは買戻しを行うことができ、かかる場合、受領された申込金は、適用ある法律で認められる最大限の範囲において、利息を付さずに費用およびリスクにつき購入申込者負担で送金元の口座に返金される。

（後略）

（２）日本における販売

<訂正前>

（前略）

日本の投資者は、原則として日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本の投資者は、原則として日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。（2024年11月5日以降は、「午後３時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社に確認されたい。）

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した購入申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込注文を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。

（後略）

２ 買戻し手続等

（２）日本における買戻し

<訂正前>

（前略）

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、原則として日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、（ ）１口以上0.001口単位、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻し請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）日本における販売会社もしくは販売取扱会社が随時決定する単位による受益証券の買戻しを請求することができる。小数第３位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。

<訂正後>

（前略）

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、原則として日本における営業日の午後３時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知を行うことにより、（ ）１口以上0.001口単位、（ ）受益者が保有するすべての受益証券の買戻し請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位、または（ ）日本における販売会社もしくは販売取扱会社が随時決定する単位による受益証券の買戻

しを請求することができる。（2024年11月5日以降は、「午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社に確認されたい。）小数第3位までの端数の受益証券を買い戻すことができる。